

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

山蒼く水清く心豊かな多賀のまち再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

滋賀県犬上郡多賀町

3. 地域再生計画の区域

滋賀県犬上郡多賀町の全域

4. 地域再生計画の目標

多賀町は滋賀県の東北部、犬上郡に属し、琵琶湖東部の彦根市を中心とした湖東地域に位置している。人口 8,442 人（平成 17 年 4 月末現在）、総面積は 135.93km² を有しており、東部には霊仙山・鍋尻山・高室山・三国岳・鈴が岳など、標高 1000m 級の峰々が連なり、芹川・犬上川の清流が町の東南部を源にして、途中、ダムを設けて流域耕地に灌漑用水を供給しながら琵琶湖に注いでいる。

多賀町総面積の 86% を占める広大な山林では、杉・檜・松などが美林を形成し、良質材をはじめ各種の林産物が搬出されており、各河川の流域に発達した耕地では、米・麦など穀類の生産が行われている典型的な農山村地域である。

中でも大滝地区をはじめ山間部では、昭和 35 年頃をピークに、人口は減少の一途をたどり、農林業の衰退とともに後継者不足・高齢化・過疎化など多くの問題を抱えている。また、生活様式の変化により、未処理の生活雑排水が河川に流入し河川の水質悪化を招き、昔のような清流には程遠い現状で、児童園児が川遊びをすることもできず、清流に生息する鮎や岩魚などが減り釣り人も減少している状況である。

しかし、琵琶湖の上流に位置する多賀町にとっては、河川をはじめとする公共水域の水質保全に責任を持って取り組む必要がある。

そのため、汚水処理施設未整備地域において、第 4 次多賀町総合発展計画の「山蒼く水清く心豊かな多賀のまち」をスローガンに、下水道の整備・里山の保全や造林保育・河川清掃等による自然環境の再生に取り組んでおり、中でも汚水処理事業は、「50 年後も安心して飲める水」を目指し、住民の生活環境改善・基盤整備の充実を行い、豊かな自然を維持・継承と公共水域の水質保全のため、昭和 63 年度から公共下水道事業を、平成 14 年度から農業集落排水事業を、平成 4 年度からは浄化槽の個人設置型事業を展開している。

しかしながら、山間地では汚水処理人口普及率が低い地域もあり、若者の村離れに伴い過疎化が進行している。

そこで、住民のニーズに答え汚水処理施設整備事業を促進し若者の定住化を図ると共に、住民ボランティアによる河川清掃の推進を行い、平成 21 年度を目標に、魚の住める犬上川、芹川の清流を再生し自然豊かで住み良いまちづくりを目指していくこととする。

(目標 1) 汚水処理施設の整備の促進 (多賀町の汚水処理人口普及率を 82.4% から 90.0% に向上)

(目標 2) 犬上川、芹川の水質保全 (BOD 1.0 mg/l 以下を保持)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

目標達成のために、公共下水道事業認可区域内の川相・一ノ瀬地区の管路整備、農業集落排水施設佐目地区および萱原地区の管路及び処理施設整備、浄化槽の全戸設置を同時に効率的に整備することにより汚水処理施設整備の促進を目指す。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道……………平成15年4月に事業認可
- ・農業集落排水施設…平成14年4月及び平成15年4月に事業採択の通知を受けている。

[事業主体]

- ・いずれも多賀町

[施設の種類]

- ・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道 多賀町川相、一ノ瀬地区
- ・農業集落排水施設 多賀町佐目、萱原地区
- ・浄化槽（個人設置型） 多賀町小原、大杉、樋田、仏ヶ後、大君ヶ畑、桃原、向之倉、河内、霊仙、甲頭倉、屏風、後谷、水谷、保月、杉、土田の一部、富之尾の一部の地区

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～19年度
- ・農業集落排水施設 平成17年度～19年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～21年度

[整備量]

- ・公共下水道 75～200 4,460m
- ・農業集落排水施設 75～200 2,500m
- 処理場 2カ所
- ・浄化槽（個人設置型） 32基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 川相、一ノ瀬地区で472人、農業集落排水施設 佐目、萱原地区で889人、浄化槽（個人設置型）で106人

[事業費]

- ・公共下水道 事業費 328,000千円
(うち交付金 164,000千円)
単独事業費 112,600千円
- ・農業集落排水施設 事業費 1,504,000千円
(うち交付金 752,000千円)
単独事業費 56,000千円
- ・浄化槽（個人設置型） 事業費 13,029千円
(うち交付金 4,343千円)
- ・合 計 事業費 1,845,029千円
(うち交付金 920,343千円)
単独事業費 168,600千円

5 - 3 その他の事業

“やさしさ”のたがづくり事業

各集落において、住民ボランティア活動で道路・水路等の清掃活動を行い、犬上川・芹川へのゴミ・土砂の流入を防止し、河川美化に努める、また、里山の保全や造林保育を行い自然環境保護に努める。

6 . 計画期間

平成17年度～21年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、多賀町において4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、「多賀町污水处理施設整備構想策定委員会」の委員で構成された委員会を設置し、施設の整備状況等について評価・検討を行う。

なお、整備された污水处理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、第三者が行う水質検査等を、同委員会において把握し、必要に応じて適切な措置を取るものとする。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし